

9月17日付東電「回答書」に対する浪江町長コメント

東電は「和解案」の再度の回答期限である9月25日に先立つ9月17日に「慎重に検討」したとして再度の拒否回答をしてきた。

東電は拒否の理由を色々と述べているが、いずれも「補充書」で明確に否定されたものであり、理由として持ち出すのは全く理解ができない。さらに、拒否理由の多くはADR手続の中で東電がしていた主張と同様であり、ADRセンターがこれらを総合的に判断して「和解案」を提示したにも関わらず再三再四繰り返しているのはおよそ加害者の態度とは思えない。

東電は「回答書」で申立人の苦しみや悲しみ、不安を深く理解し、大変申し訳なく思っているなどと述べているが、このような不誠実な態度は申立人にさらなる苦痛を与えるものである。

東電は「和解案の尊重」の自らの誓いに従い「和解案」を受諾し、申立人にこれ以上の苦痛を与えないよう強く求める。

また、ADR総括委員会及びADRセンターにはさらに強く東電を説得するよう求める。

平成26年9月18日

浪江町長 馬場 有